

市川市一般廃棄物処理基本計画策定に向けての
じゅんかんプロジェクト提案書

平成14年2月
じゅんかんプロジェクト

目 次

1 . じゅんかんプロジェクト及び本提案書の位置付け	1
2 . 提案の体系	2
3 . じゅんかんプロジェクトの提案	3
(1) 計画の名称について	3
(2) 市川市における課題について	4
(3) 目指すべき将来像、基本方針について	7
(4) 数値目標について	11
(5) 具体的施策についての提案	15
1) 生ごみ対策について	15
2) 紙類対策について	17
3) 容器包装類対策について	18
4) 分別区分について	19
5) ステーション等について	25
6) 事業系ごみについて	26
7) インセンティブ手法について	27
8) 拡大生産者責任について	28
9) 教育・啓発活動について	29
10) 市民参加の促進（じゅんかんプロジェクト、じゅんかんパートナー）	30
11) 情報公開について	31
12) 計画の推進方策・推進体制について	32
13) 地域コミュニティを中心とした展開について	33
14) 施設整備について	34
15) 生活排水について	34
16) その他の提案	35
4 . 参考資料	37
(1) じゅんかんプロジェクトのメンバー	37
(2) じゅんかんプロジェクトの活動実績	38

1. じゅんかんプロジェクト及び本提案書の位置付け

- ・「市川市一般廃棄物処理基本計画」への反映
- ・「じゅんかんプロジェクト」活動のまとめ

- 本提案書は、現在、市で検討している「一般廃棄物処理基本計画¹」に対し、市民や事業者の生活実感からの視点やアイデアを反映するよう提案を行うものです。提案の内容としては、市の諮問機関である市川市廃棄物減量等推進審議会²の答申との整合を極力図っています。
- この提案書作成にあたっては、「じゅんかんプロジェクト」を基本方針検討チーム、発生抑制検討チーム、分別収集検討チームに分け、検討・議論を重ね、全体会議で議論をし、まとめています。
- また、このじゅんかんプロジェクトにおいては、様々なアイデアが出されているので、これらをじゅんかんプロジェクトの中にとどめず、本提案書に記録し公開する位置付けを併せ持つものです。さらに今後同様の検討がなされた場合への知恵の継承を図るものです。

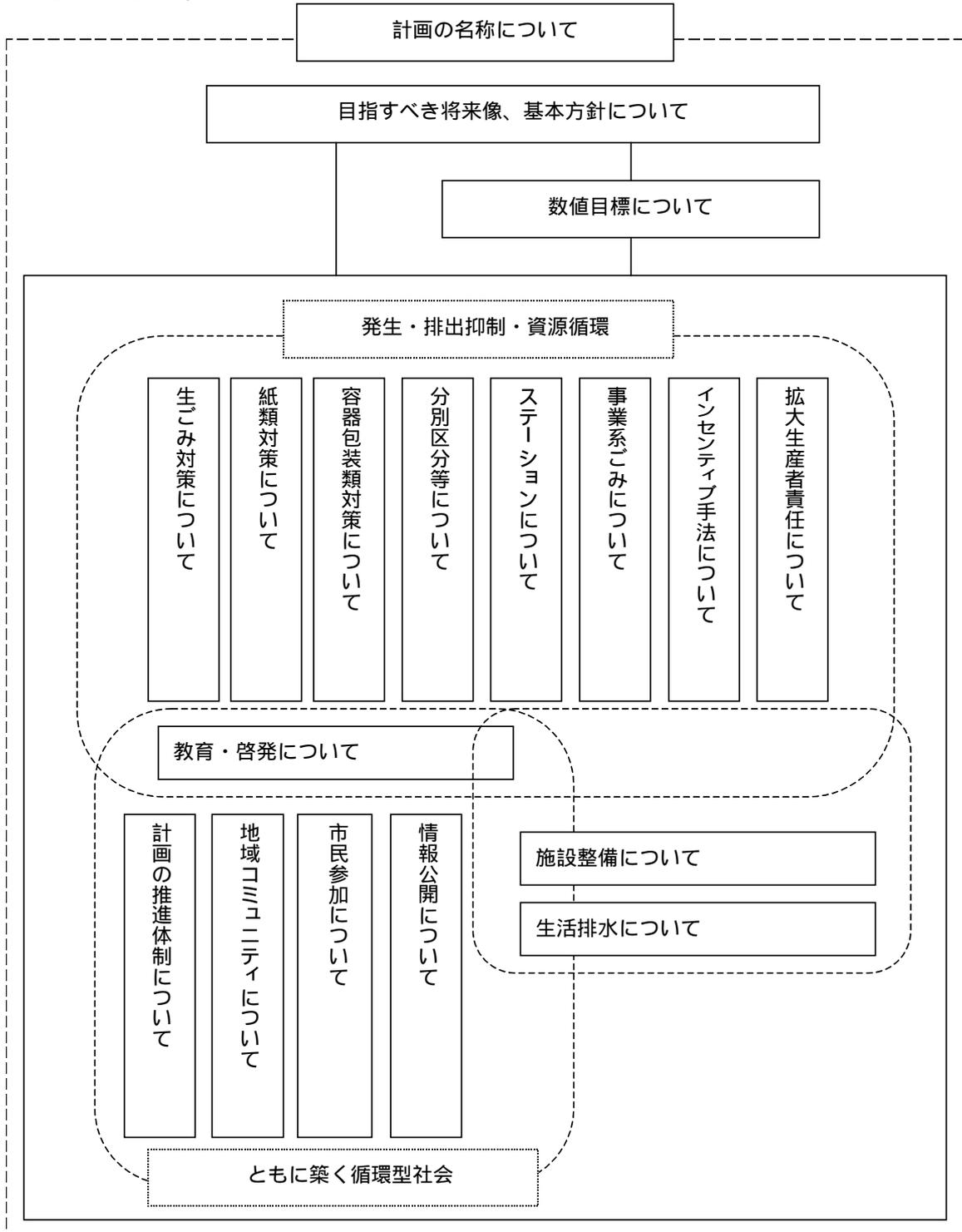
¹ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第六条において、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされています。その内容は、第2項において、一般廃棄物処理計画には、市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとするとなっています。

- 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

² 「廃棄物問題」は行政・市民・生産販売業者・処理業者がそれぞれの立場で、かつ、一体となって取り組む必要があります。このような幅広い視点から清掃行政を審議するため市川市では、「市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき、「市川市廃棄物減量等推進審議会」を設置しています。

2 . 提案の体系

本提案書では、一般廃棄物処理基本計画に反映しやすいように、なるべく、法律において基本計画に要求している項目に沿って提案しています。詳細は、「3 . じゅんかんプロジェクトの提案」において記述しますが、以下に提案の体系を示します。



3 . じゅんかんプロジェクトの提案

(1) 計画の名称について

市川市一般廃棄物処理基本計画の名称は「いちかわじゅんかんプラン21」とする。

- 市川市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理や資源回収といったこれまでの廃棄物への取り組みから、循環型社会³を目指してどのような活動をすべきかを提起し、実行するものとしなければなりません。したがって名称もそれにふさわしいものにする必要があります。
- 一般廃棄物への取り組みは法律上は市の事務とされていますが、一般廃棄物は市民や市内の事業者が排出するものですので、一般廃棄物の問題を市民や事業者が自らの問題として捉え、市とともに考え、施策に協力し、実施しなければ、問題は解決しないと思われれます。
- 一般廃棄物処理基本計画は、行政の清掃事業の最も基本となる計画ですが、循環型社会を目指して行政の新たな取り組みを示すとともに、むしろ、市民や事業者の行動指針となりえるものでもあります。
- そのため、これまでの「一般廃棄物処理基本計画」という名称では、市民や事業者にとって自らの行動指針としては、あまり実感が湧かないため、名称を「いちかわじゅんかんプラン21」とすることを提案します。
- なお、「計画の名称」については、じゅんかんプロジェクトにおいて以下のような意見も示されました。
 - ・「じゅんかんプラン市川2002」

³ じゅんかんプロジェクトで考える「循環型社会」とは、基本方針のところでも詳細に述べていますが、発生抑制を最も最重要なものとして考え、その次に再使用、再生利用、熱回収、適正処理の順に対策を講じていく社会であると考えています。決して、大量に発生した廃棄物を大量にリサイクルすればよいというものではないと考えています。

(2) 市川市における課題について

市川市廃棄物減量等推進審議会において市川市の課題として次の点が指摘されました。

平成 1 1 年度以降、市川市のごみは総排出量⁴、焼却量が増加
相対的に低い資源化率⁵、約 1 1 %
埋め立てを他市の民間最終処分場に依存
最終処分場の自区内⁶確保は困難

じゅんかんプロジェクトでは、以下のことが課題としてあげられました。

ごみを出さないライフスタイルについて

- まず、何よりも、なぜ、循環型社会にする必要があるのか理解していない市民がいることが問題であると思います。これらの市民に理解してもらうためにも、ごみの排出量が多ければ市民の負担も大きいということも含めて、市はわかりやすく積極的な情報提供と啓発を行うことが必要です。しかし、実態としては、啓発や環境教育といっても冊子が配られるだけではないかと思います。
- また、市民のライフスタイルは、すでに使い捨て文化が定着しており、今後、循環型社会に向けて意識を変えていくのは困難ではないかと危惧されます。
- さらに、生ごみに対しては、コンビニエンスストアやレストラン等の事業者から水分の多い生ごみが大量に発生していることや、可燃ごみの多くが生ごみであるという現状があります。家庭から出される生ごみの堆肥化容器等の購入については、市から、補助金が交付されることとなっていますが、本市における住宅事情によるためなのか、それとも補助金額が不十分なためか、十分に活用されていないように思われます。

⁴ 総排出量は、市民がステーションに出すごみや資源、商店や工場などの事業者が直接又は業者を通じて、市の施設に搬入するごみや資源及び自治会や子供会が実施する集団回収によって集められた資源の量を言います。

⁵ 資源化率は、市によって回収された資源、市の施設によって資源化された資源及び集団回収によって集められた資源を総排出量で除した数値である。

⁶ 市川市内を指します。

分別区分について

- 市川市は、現在、「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源ごみ」「有害ごみ」「大型ごみ」の5分別です。これは、周辺の自治体を見ても非常に少ない分別区分です。
- また、一部の資源については、公共施設等において拠点回収を行っていますが、回収場所がわかりにくく、拠点数が少ないなどの問題があります。

ステーション管理について

- 一部の意識の低い市民によるステーションへの時間外の排出や、住民以外の排出などのマナー違反が見られます。また、道路沿のステーションでの犬・猫による散乱も見られます。
- 現在の5分別が周辺自治体や世の中の流れのように細分別が行われた場合、現在のステーションの面積で十分であるかどうかの問題があります。

収集について

- 分別品目を増やすには様々な検討が必要であり、コストの増加が見込まれると思われます。

まちのごみ散乱について

- 公園のごみカゴ周辺にごみが散乱しています。
- 実態として、ステーションなども含めて、汚いところに不法投棄が行われる傾向があります。

リサイクルプラザについて

- 大型ごみ等でまだ使用できるものについては、リサイクルプラザに連絡することとなっていますが、一見、まだ使えそうなものがごみとして排出され処理されるということがあります。
- リサイクルプラザが、市内に1箇所しかなく、また、配送サービスもないため、家具などがほしくても利用できない市民が多くいると思われます。
- また、そもそも、リサイクルプラザを知っている市民がそれほど多くないのではないかと思います。

クリーンセンターについて

- クリーンセンターについては、排ガスが基準を下回っているから安心し

るというのはおかしいので、安全性も含めた正確な情報を提供する必要があると思います。

最終処分場について

- 市川市は、市内最終処分場を持っておらず、他都市に依存しています。やはり、市内で出たごみは市内で処理・処分するべきであると考えられます。
- また、そもそも、最終処分がどこで行われているか知っている市民は少ないのではないかと思います。自分たちが出したごみがどのように最終的に処分されているか知らないのは、無責任ではないかと思います。

生活排水・衛生処理場について

- 収集車からの臭気かも知れないが、衛生処理場の周辺に臭いを感じる場合があります。
- 生活排水やし尿がどこで、どのように処理しているかわからない市民が多いと思います。
- 行政は、合成洗剤の害を広く伝えていないのではないかと思います。

(3) 目指すべき将来像、基本方針について

(目指すべき将来像)

脱焼却・脱埋立を基本にした循環型先進都市いちかわの実現

(循環型先進都市いちかわについて)

- 現在の物質循環は、自然環境から資源を得て、不要になったら、自然環境に捨てるという流れになっており、きちんとした循環の形をとっていません。
- 地下資源は限りあるものですから、このままの状態では、いずれ、枯渇します(例えば、石油の可採年数は約40年とされています)。生物系資源や水資源環境も悪化の一途をたどっています。すでに多くの人びとが警告しているように、私たちの子供や孫の代になると必要な資源をまかなうことが出来ないことも考えられます。
- また、不要なものを自然環境に捨てていることによって、ダイオキシン類⁷や環境ホルモン⁸による健康被害等の数々の弊害が既に出ています。このことについても将来一層深刻な事態になることが予想されます。
- 従って、持続可能な循環型社会の形成をしなければ、将来、重大な事態となることは間違いありません。早急に持続可能な循環型社会を構築するべきであると考えます。

(脱焼却・脱埋立について)

- 循環型社会を構築する際の手法については、やはり、環境への負荷の少ない手法を採用するべきであると考えます。

⁷ ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシン(P C D D)とポリ塩化ジベンゾフラン(P C D F)の総称です。特にダイオキシンの一種である2、3、7、8 - テトラクロロジベンゾパラダイオキシン(2、3、7、8 - T C D D)は動物実験でごく微量でもがんや胎児に奇形を生じさせるような性質を持っており、人に対しても同様の症状を起こさせるのではないかとされています。

⁸ 体内に取り込まれると、ごく微量でも生物の正常なホルモン作用を妨げたり、ホルモンに似た働きをして生体をだますなどして、生殖や健康に悪影響を及ぼす人工および天然の化学物質のことです。ダイオキシン類もこの一種といわれています。

- 廃棄物処理に関しても、焼却処理は、ダイオキシン類の排出や二酸化炭素などの地球温暖化物質⁹の排出を行うため、環境への影響が大きい処理方法の一つと考えられます。不要となり排出されるものを資源として循環的利用¹⁰を行い、焼却量を限りなく少なくすることによって、現在の焼却処理中心主義から、「脱焼却」への道を目指すべきです。

- 埋立については、以前は、塵芥、陶磁器くず、土砂、瓦礫などの無機質で安全性の高いものや微生物による分解が容易な厨芥類等が主であり、埋立量もわずかであったため、自然の浄化力を越えることなく、環境へ負荷をかけ過ぎずに埋立を行うことが出来ました。
- しかし、現在の埋立物の性状や埋立量は、自然の浄化力では対応できず、また、埋立物には有害物が含まれ自然環境への負荷が懸念されています。以前の埋立への考え方は、自然環境への同化でしたが、現在の性状や埋立量では、とても対応できず、自然環境の許容範囲を大きく超えているというミスマッチが生じています。
- このミスマッチを解決するためにも、埋立量を極力減らすとともに、環境への負荷を与える状態では埋立てないという「脱埋立」の思想が必要です。

- なお、「目指すべき姿」については、じゅんかんプロジェクトにおいて以下のような意見も示されました。
 - ・「脱焼却」「脱埋立」を掲げると「末端処理」に市民の注目が集まるため、「ごみを出さない社会」を一番強く主張すべき。
 - ・「ごみゼロ社会を目指す」「クリーングリーン都市の実現」

⁹ 二酸化炭素のほかに、フロン、メタンなども挙げられます。

¹⁰ 「循環型社会形成推進基本法」の中で示された用語で、再生利用及び熱回収を示します。

(基本方針)

- ・発生及び排出抑制を最優先とした、持続的な循環型社会を構築する。
- ・各家庭や事業所から排出される不要物を「ごみ」として捉えず「資源」として捉え、資源循環を図るために、分別排出を行い資源化率を向上させる。
- ・高品質な資源化¹¹のために、分別区分を細かくする。
- ・資源化・ごみ減量を進めるための目標値を定める。
- ・市民や事業者にとって公平で公正な資源循環、廃棄物処理を行う。
- ・地域で自律的な資源循環の活動ができるような仕組みを作る。
- ・循環の輪を広くし、太くするために産業間・地域間の連携を図る。
- ・環境への負荷を最小限にするため、ごみ処理システムの基本は「できる限り燃やさない(脱焼却)」、「できる限り埋めない(脱埋立)」とする。
- ・生活排水の処理に関して、水循環を考えた広い視野から取り組む。
- ・方針化・具体化・評価のすべてにわたって公募による市民参加とする。

- 審議会答申でも述べられているように、基本方針として以下の法定化された「循環資源¹²」の循環的な利用および処分の優先順位に留意します。
 - 第1 発生抑制(リデュース)
 - 第2 再使用(リユース)
 - 第3 従来の方針の中核とされていた再生利用・再資源化(リサイクル)
 - 第4 熱回収最後にどうしても使えなかったものを適正に処分すること
- リサイクルは一般的には、その収集や資源化のための設備投資、人件費などにより、多大な費用が発生すると言われています。また、リサイクルをするために、水や新たな資源・エネルギーの投入などが必要です。従って、大量リサイクルを目指すのではなく、まず、発生・排出抑制を行い、どうしても不要となるものについてリサイクルを行うものとします。
- その際、排出される廃棄物(不要物という用語を提案します)も「ごみ」として捉えるのではなく、「資源」として捉え、第一に再使用可能なものは、そのルートの整備を図ります。
- リサイクルをするに当たっては、コストや品質の面も考慮して、何がリ

¹¹ 汚れや不純物のすくない資源をさします。

¹² 「循環型社会形成推進基本法」の中で示された用語で、廃棄物等のうち有用なものをいいます。

サイクル出来るか、どうすればリサイクル出来るかを考えます。資源物は市場で評価されますので市場の動向に注意する必要がありますが、循環型社会構築のためには時には市場を上手く誘導する方法も考える必要があります。

- その上でリサイクルが出来ないものを処理するという考え方とします。
- また、常に不要物のリサイクル品目の拡大や高品質化・低コスト化の可能性を探り、廃棄物として処理するものを減らしていきます。
- リサイクルについても、自区内処理の考え方を踏襲して、可能なものについては、地域内で循環させることを考えます。しかし、地域内で循環することが困難な場合も多いことから他地域との連携や市外の事業者との連携も必要になります。

- また、リサイクルできないものの処理については、環境への負荷が高いと考えられる焼却処理や最終処分をなるべく行わない手法を考えます。

- 生活排水に関しては、都市における水資源の確保と活用及び陸域・海域を含めた水循環・養分循環の観点から適切な管理の仕組みを検討します。

- さらに、これらを実現するためには、市民や事業者の行動が非常に重要となるので、45万人の市民が持続的に取り組める行動方策を市民参加で立案、段階的にステップアップするプログラムづくりにも力を入れるとともに、これらの事後評価に対して市民参加が必要です。市民参加においても、中心となる人材・次世代の育成も重要です。
- 最優先課題の発生抑制に関しては、引き続き簡易包装や買い物袋持参を推奨し、さらなる環境配慮型の事業活動や市民の購買行動等を推進するために指導・要請・啓発・教育等を行うこととします。

- なお、一般廃棄物と産業廃棄物¹³の区分の見直しが検討されることも考えると、一般廃棄物処理基本計画で産業廃棄物問題に関しても触れておく必要があります。

¹³ 事業活動に伴って生じた廃棄物のことで、廃棄物処理法では、「燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」などと定められています。ただし、紙くず、木くず、繊維くずについては、業種の指定があり、指定された以外の業種から排出される場合は産業廃棄物とはなりません。

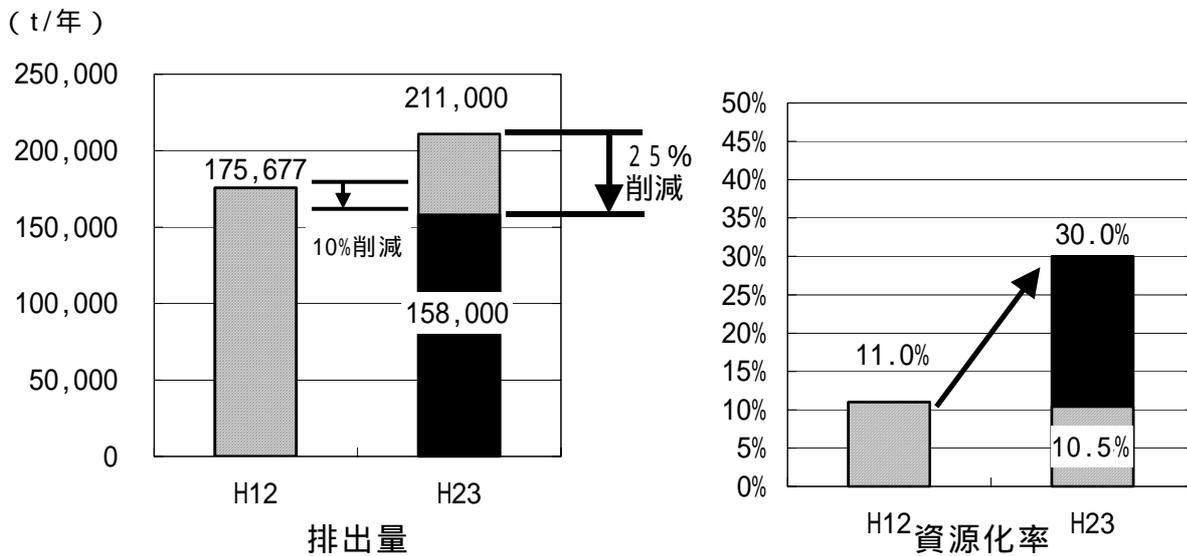
(4) 数値目標について

- ・ 総排出量を平成 2 3 年度推計値の 2 5 % 以上削減
目標年度（平成 2 3 年度）の推計値を基準とし、集団回収も含めた総排出量を 2 5 % 以上削減する。
- ・ 資源化率を 1 0 年で 3 0 % 以上確保
平成 1 2 年度実績を基準とし、目標年度（平成 2 3 年度）までに集団回収も含めた総排出量のうち、集団回収も含め 3 0 % 以上資源化する。
- ・ 焼却量を 1 0 年で 5 0 % 以上削減
平成 1 2 年度実績を基準とし、目標年度（平成 2 3 年度）までに焼却量を 5 0 % 以上削減する。
- ・ 最終処分量を 1 0 年で 7 0 % 以上削減
平成 1 2 年度実績を基準とし、目標年度（平成 2 3 年度）までに最終処分量を 7 0 % 以上削減する。

- 一般廃棄物処理基本計画を策定、実施するにあたって、具体的な施策を立案、実施し、管理していくためにも、目標年度における数値目標を設定することが望ましいと考えます。
- そこで、他市事例を参考にして設定した上記の数値目標を設定することを提案します。
- この数値目標については、毎年、達成度等を後述の進行管理の一環として市民に公表することが望ましいと考えます。また、将来、社会的状況等の変化によって、より厳しい方向に修正することはなんら問題がないものとしします。
- なお、この数値目標については、じゅんかんプロジェクトの中でも実現性に乏しいという意見もありましたが、今後の社会情勢の変化により、達成が期待できることや、高い数値目標が市民への啓発になることを鑑みてこの数値としました。

表 1 数値目標

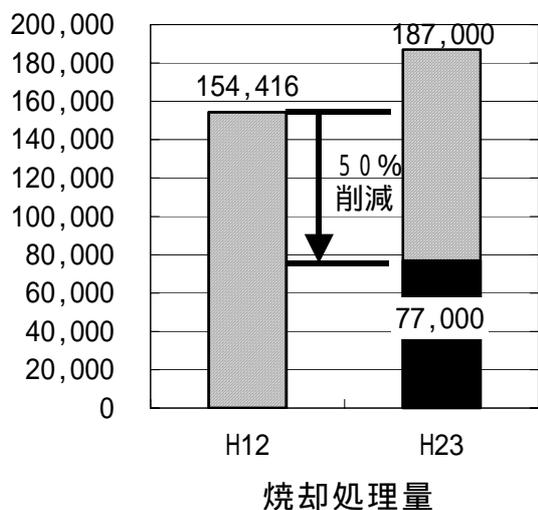
	平成12年度実績	このままの状態 推移した場合の 平成23年度推計値	平成23年度 の目標数値
排出量	175,677 t/年	約211,000 t/年	約158,000 t/年以下
資源化率	11.0%	10.5%	30.0% 以上
焼却量	154,416 t/年	約187,000 t/年	約77,000 t/年以下
最終処分量	20,630 t/年	約25,000 t/年	約6,000 t/年以下



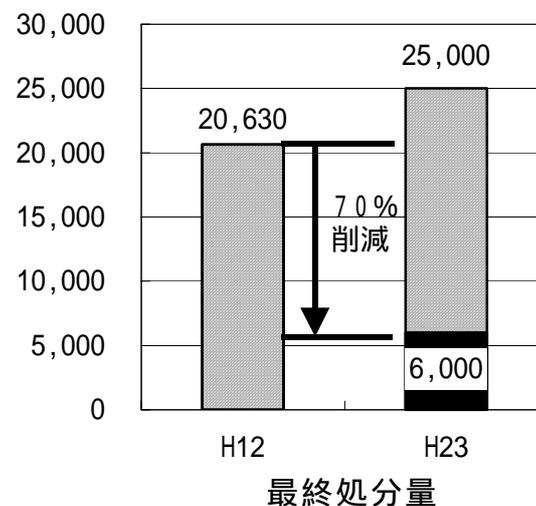
□このままの状態で推移した場合の平成23年度推計値
 ■平成23年度の目標数値

図 1 目標数値 (1 / 2)

(t/年)

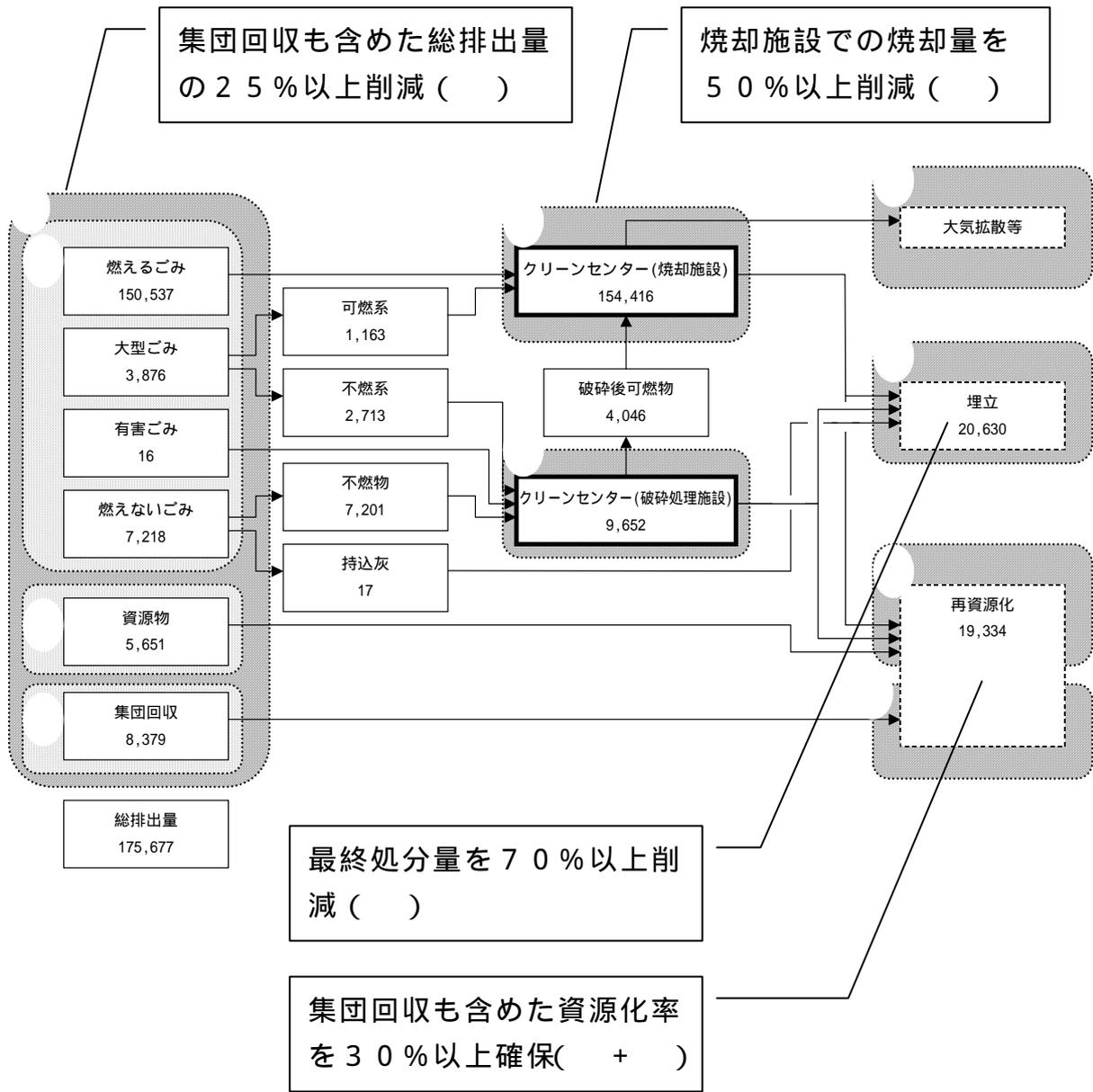


(t/年)



■このままの状態で推移した場合の平成23年度推計値
■平成23年度の目標数値

図 2 目標数値 (2 / 2)



(5) 具体的施策についての提案

1) 生ごみ対策について

・生ごみの分別・収集・処理・利用先等の検討

- 家庭で購入された食料品のうち十数%が手を付けられずそのまま「ごみ」になっているという報告があります。売り方の問題、買い方の問題、家庭での食生活の問題等様々な原因があると思われませんが、食品資源を無駄にし廃棄物として処理するという愚を避けるために、どのような対策が有効かを検討しなければなりません。
- 一般廃棄物のうち、いわゆる「生ごみ」の再資源化方法として、餌料化・肥料化・土壌改良材（堆肥）化・バイオガス化¹⁴・炭化・生分解性プラスチック化¹⁵等があります。これらについて引き続き調査を行うこととし、本提案では最も実績が多い堆肥化について検討しました。
- 現在、市においても市内の小中学校を対象として、生ごみの堆肥化を推進しているところですが、市民や事業者から排出される燃えるごみの多くは生ごみであるため、将来的には全ての排出者を対象とした生ごみのリサイクルが必要となると考えられます。
- また、生ごみが燃えるごみから分別されることで、ごみ排出量がかなり減少するため、収集運搬費が削減され、かつ、焼却施設の耐用年数を延長することができるため、清掃事業費の低減が見込まれます。さらに、分別した資源などに生ごみが混ざりにくくなることで、資源が相対的に高値で引き取られるようになることも考えられます。
- そこで、市の小中学校等の生ごみリサイクルを拡充するほか、全排出者を対象とした生ごみのリサイクルを実施することを前提として、その手法について、検討することが重要です。
- その際、当然のことながら、出来上がった肥料の需要先の確保が必要です。市管理の公園等に対する緑化推進のために使用したり、希望する市民に無料で配布したりすることによって需要がある程度確保でき、市内に還元することができます。

¹⁴ 酸素の無い状態での発酵させ、取り出す可燃性ガスのことです。

¹⁵ 使用後に土などに戻す場合、微生物の働きで完全に分解されるプラスチックのことです。

- 具体的な生ごみの資源化の方法としては、生ごみを「コンポスト資源」として分別し、現在のステーションにおける収集も考えられますが、たとえば他には、50m歩行圏に1カ所の目安で1次処理（水分除去）する施設とストックヤードを整備し、回収後に枝葉などと混合した高品質な堆肥をつくることで、農家などに還元していくなどの手法も考えられます。これにより、仮に生ごみが1kg/件・日くらい排出されると、50m歩行圏で100kg程度が毎日集まることとなります。
- 一般に、堆肥は3,000から10,000円/トンで取り引きされているため、生ごみ堆肥も、農家に引き取ってもらうまでの人件費や移送費などで採算上利益は見込めませんが、清掃事業費の低減分で補填することで、持続的な運営を確保することが可能であると思われます。一方で、従来通り生ごみを焼却する場合は、有料で引き取るような仕組みに変えていくなども有効です。
- 小売店では店頭に並ぶ前に、商品価値が無くなったとして廃棄される食品も少なくはなく、こうした面の改善要請・指導等も今後の課題となります。
- 食品販売業や飲食提供者を対象に平成13年4月に食品リサイクル法が施行されましたが、市としても事業者が積極的に食品リサイクルに取り組むための支援をするとともに、その成果を検証する必要があります。
- なお、「生ごみ対策」については、じゅんかんプロジェクトにおいて以下のような意見も示されました。
 - ・生ごみの分類を「肥料用資源」と「ごみ」に区別していくという姿勢を示すべき。
 - ・すべての排出者を対象とした生ごみのリサイクル化は理想ではあるが、現実問題として、市川市ではたいへん難しい。
 - ・生ごみを燃やすごみとして出す場合の有料化については、焼却しなくてもよいシステムについての検討がまず先であり、何の検討もされていない中で「有料化」を記述するべきではない。
 - ・堆肥化容器等は、市が購入し、市民に貸し出しをすればよい。
 - ・生ごみ対策はコンポストだけではなく、食肉生産の飼料としての利用を考えたい。

2) 紙類対策について

- ・市内の行政機関、事業所での紙コップ、紙皿等ワンウェイ容器使用の抑制
- ・市内の行政機関、事業所での再生紙の使用促進

- 近年のリサイクルの推進により、古紙の収集量が急増しています。本来、ごみとして処理されていたものがリサイクルされるようになったと思われるので、このこと自体は、望ましいことです。しかし、古紙の収集量に対して古紙の需要が伸びず、需要と供給のアンバランスが生じ、古紙の価格が暴落するなどの事態が生じています。
- 紙の使用量を減らすことは発生抑制の面から非常に重要なことですが、どうしても生じてしまう古紙のリサイクルを無理なく行うためには、再生紙の需要拡大が急務です。そのためにも、市内の事業所に再生紙の使用を促進するとともに、市内の小中学校や行政機関に対して、再生紙（古紙を使用したトイレットペーパーも含む）の使用をより一層促進することが重要です。
- 発生抑制の観点から、1度使用した紙の裏面を使用する（裏紙の使用）ことや、紙コップ、紙皿等のワンウェイ容器の使用を控えるなどの指導等を市内の事業所に行うことも重要です。
- 家庭での再生紙製品の使用の啓発を図るとともに、学校において環境教育の中で具体的に実践できる事例として再生学用品の使用等を通じて紙の循環的使用について指導することが必要です。
- 小売店に対し、店頭で再生紙製品の環境上の優位性のアピールや品揃えについて検討してもらうよう働きかけます。

3) 容器包装類対策について

- ・簡易包装、無包装販売の推進
- ・買い物袋持参活動の推進
- ・容器包装類の市民生活の実態に合わせた分別及び排出方法の検討

- 一般廃棄物のうち、容器包装類は、容量で約6割、重量で約1/4占めると言われています。容器包装類は、商品の運搬・保護・保存・商品情報の伝達等無くてはならないものですが、中には過剰なものや不必要なものもあります。簡易包装、無包装販売の推進を販売者や消費者に呼びかける必要があります。また、不要となった容器包装類のなかには、リサイクルが難しいものも多くあります。発生抑制のためにリターナブル容器入りの商品の推奨や、マイバッグキャンペーン等も検討しなければなりません。レジ袋を折りたたんでバッグや鞆に入れておくといった一寸した工夫も効果的です。
- 容器包装リサイクル法は、多くの問題を抱えてはいるものの、処理ルートは整備されてきています。しかし、排出者である市民にとっては、容器包装リサイクル法の対象となる容器包装類がどれを示すのか、非常に分かりにくいものとなっています。
- 例えば、同じラップでもスーパーで買ってきたトレイについているラップは容器包装リサイクル法の対象で、家庭で使用したラップは商品のため対象外となります。同じものでありながら、そのものが何に起因するかによって容器包装リサイクル法の対象なのか、対象外なのかが決まるという不便さがあります。また、クリーニング袋は、クリーニングがサービスの提供であるために、商品ではないということで対象外となっています。
- このように、排出する際、市民に戸惑いを与え、また、非効率な面もあることから、市川市での運用の際には、市民が協力しやすい分別方法等を検討し、実施する必要があると思われます。

4) 分別区分について

- ・ 第1段階としての12分別の実施(表2～表6参照)
- ・ 分別区分の追加の検討

- 市では、平成14年度10月を目途として現在の5分別から、12分別に移行する予定です。本提案書では、12分別に際して、排出者として収集頻度や出し方がどのようなものが望ましいのかを検討して、表2～表6に提案します。
- 基本的には、この12分別については、現在、拠点回収や集団回収、モデル地区での収集などによって、なんらかの形で収集されているものですので、市民としても受入れやすいものであると考えられますが、市民の混乱を防ぐためにも、市民にわかりやすい方法、単純な方法で排出することが望ましいと思います。
- 具体的にこの12分別に対しては、次のような視点で今後、実現に向けての詳細検討を行うことを提案します。

(周知徹底について)

- ・ どのような分別・排出状態が資源物となるのか市民に示す(情報を市民に伝える)。説明会も十分に行う。
- ・ 資源物にならない化繊や汚れたもの、濡れたものは資源物としては収集しないことをはっきり市民に伝える。
- ・ 分別する品目の例は、具体例を示しながら説明する。
- ・ 分別の精度が高い(高品質なもの)ほど高く売れること周知する。
- ・ 分別したら、現在の燃えるごみの量がどのように変化するのか(どのくらい減るのか)の予測を市民に示す。
- ・ 燃えるごみとして出していた新聞、雑誌、ダンボール、布類、プラスチックがどのくらい減るのかを数値で示す。
- ・ 現段階では、行政が資源物を集めるほど支出が増える。支出増に対する批判も出ると思うが、循環型の社会づくりには必要なことであることを周知する。
- ・ 市民の感覚では大部分(8割方)の人はきれいに出している。根気よく広報していくことが必要である。

(収集方法について)

- ・ 拠点回収とする場合は、小学校、中学校を利用する。
- ・ 地域により収集方法を変えてもよいのではないかを検討する。
- ・ 出し方のきれいなところはコンテナのようなもので、拠点回収箇所が多い(公共施設等が多い)地域では拠点を中心に、拠点が少ない地域はステーションを中心に収集することも検討する。その際、資源物の回収は、極力再使用可能な容器等で行うよう留意し、風に飛ばされない工夫も必要である。
- ・ コンテナで行う場合は、地域住民が管理する組み立て式のコンテナにすることも検討する。
- ・ 例えば市を二つに分け、地域ごとに段階的に実施し、課題などを明らかにし、解決しながら全市域に広げていく。

- 先進的な自治体の状況と比べる12分別は、分別区分が少ない方で、資源化を促進するためにも、また、資源としての質を高めるためにも、さらなる細分化に向けての検討が必要であると考えます。例えば、12分別ではピンは1種類ですが、ビールピン、酒ピン、酢ピン、茶色、青色・緑色、黒色に分けることも可能です。
- 検討に際しては、市民の協力が得やすいように、市民の出しやすさに視点を置いた分別区分とすることが必要です。
- 分別品目の追加については、「1)生ごみ対策について」で検討したように、新たな再資源化システムの構築が可能になり次第追加していきます。
- なお、「分別区分」については、じゅんかんプロジェクトにおいて以下のような意見も示されました。
 - ・ 指定袋の使用は、ごみを包装するための「ワンウェイ容器」を使用することになるため、指定袋の使用は再考する必要がある。
 - ・ 資源物の回収には再使用可能な「入れ物」を使用したい。
 - ・ 「燃えないごみ」については、月2回でも良い。
 - ・ 分別数を増やすことは必要。ただし、分別数だけを増やして中身が変わらないやり方(ピンを色分けする等)ではごみ減量に繋がらない。
 - ・ 集団回収については、
 - 縮小、廃止ではなく、むしろ回収集団を増やすべき。
 - 将来的には縮小する方向でよいが、廃止にするのは疑問である。
 - ステーションで回収するので将来的には縮小し廃止した方がよい。

表 2 12 分別時の収集頻度、出し方の提案 (1 / 5)

5 分別		現行 5 分別での収集、回収方法 (市の「ごみの分け方・出し方」平成 13 年 8 月より)	将来 12 分別になった場合 (提案)
ビン・カン	ビン	<p>収集日：週 1 回、ビン・カンの日にステーション収集。</p> <p>出し方：ビン・カン用指定袋または半透明および乳白色のポリ袋(レジ袋可)。ビンとカンは洗って別々の袋に。</p> <p>集団資源回収：市指定のカゴの中へ (袋に入れたまま出さない)。</p>	<p>収集日：現行どおり週 1 回、ステーション収集。 「ビン・カンの日」の名称は「資源物の日」とする。</p> <p>出し方：ビン・カン用指定袋または燃えないごみ用の指定袋で出す。レジ袋は廃止したい。</p> <p>集団資源回収：将来的には縮小し、廃止したほうが良い (各方面からの異論はあると思うが)。</p>
	カン	<p>収集日：週 1 回、ビン・カンの日にステーション収集。</p> <p>出し方：ビン・カン用指定袋または半透明および乳白色のポリ袋(レジ袋可)。ビンとカンは洗って別々の袋に。</p> <p>集団資源回収：袋に入れないで市指定のカゴの中へ。</p>	<p>収集日：現行どおり週 1 回、ステーション収集。 「ビン・カンの日」の名称は「資源物の日」とする。</p> <p>出し方：ビン・カン用指定袋または燃えないごみ用の指定袋で出す。レジ袋は廃止したい。</p> <p>集団資源回収：将来的には縮小し、廃止したほうが良い。</p>
燃えるごみ	紙パック	<p>収集日：週 3 回、燃えるごみの日にステーション収集。</p> <p>出し方：燃えるごみ用の指定袋。</p> <p>拠点回収あり：袋に入れないで市指定のカゴへ。中を洗って切り開き、よく乾かす。</p> <p>店頭回収あり</p>	<p>収集日：週 1 回、「資源物の日」にステーション収集。</p> <p>出し方：紐でしばって出す。</p> <p>拠点回収：案 1 当面現状のまま。 案 2 学校、駅前施設なども加え拠点数を増加する。</p> <p>店頭回収：積極的に行うよう市が各店に指導する。</p>

表 3 12 分別時の収集頻度、出し方の提案 (2 / 5)

5 分別		現行 5 分別での収集、回収方法 (市の「ごみの分け方・出し方」平成 13 年 8 月より)	将来 12 分別になった場合 (提案)
燃えるごみ	新聞	<p>収集日：週 3 回、燃えるごみの日にステーション収集。</p> <p>出し方：高さ 20 センチ程度の束にして (指定袋には入れない)。</p> <p>集団資源回収あり</p> <p>新聞店回収¹⁶あり</p>	<p>収集日：週 1 回、「資源物の日」にステーション収集。</p> <p>出し方：現行のとおり。ただし、雨の日はなるべく出さない。</p> <p>集団資源回収：将来的には縮小し、廃止したほうが良い。</p> <p>新聞店回収：既存の民間ルートは維持する。</p>
	雑誌	<p>収集日：週 3 回、燃えるごみの日にステーション収集。</p> <p>出し方：高さ 20 センチ程度の束にして (指定袋には入れない)。</p> <p>集団資源回収あり</p>	<p>収集日：週 1 回、「資源物の日」にステーション収集。</p> <p>出し方：現行のとおり。ただし、雨の日はなるべく出さない。</p> <p>集団資源回収：将来的には縮小し、廃止したほうが良い。</p>
	ダンボール	<p>収集日：週 3 回、燃えるごみの日にステーション収集。</p> <p>出し方：5 枚程度の束にして (指定袋には入れない)。</p> <p>集団資源回収あり</p>	<p>収集日：週 1 回、「資源物の日」にステーション収集。</p> <p>出し方：現行のとおり。ただし、雨の日はなるべく出さない。</p> <p>集団資源回収：将来的には縮小し、廃止したほうが良い。</p>
	布類	<p>収集日：週 3 回、燃えるごみの日にステーション収集。</p> <p>出し方：燃えるごみの袋</p> <p>集団資源回収あり</p>	<p>収集日：週 1 回、「資源物の日」にステーション収集。</p> <p>出し方：木綿やウールなど資源物になる汚れのない布類のみ収集する。</p> <p>課題～・素材の選別が難しい場合があるのではないかと。具体例を示しながら、資源物として出すことのできる布類を知らせる。</p> <p>・雨で濡れると資源にはならなくなるので、透明な袋 (例えば燃えないごみの袋あるいは燃えるごみの袋を兼用) などに入れて出す。</p> <p>集団資源回収：将来的には縮小し、廃止したほうが良い。</p>

¹⁶ 新聞販売店が自らの顧客に対してサービスの一環として行う古新聞等の回収のことです。

表 4 12 分別時の収集頻度、出し方の提案 (3 / 5)

5 分別		現行 5 分別での収集、回収方法 (市の「ごみの分け方・出し方」平成 13 年 8 月より)	将来 12 分別になった場合 (提案)
燃えるごみ	プラスチック容器	<p>収集日：週 3 回、燃えるごみの日にステーション収集。</p> <p>出し方：燃えるごみの指定袋。</p> <p>拠点回収あり (ペットボトル) ：袋に入れなくて市指定のカゴへ。中をかるくゆすいで蓋をとる。</p> <p>店頭回収あり (トレー)</p>	<p>収集日：週 3 回の燃えるごみの日のうちから、1 回をプラスチック容器の回収日にあてる。 (この機会に燃えるごみの収集回数を減らす。あとから回数を減らすのは難しいのではないか。) モデル事業では、1 世帯あたり 1 袋 30 リットル、重さ 800 g 弱が週 1 回である。 ・かさばって置き場に場所を取るの、ひとつのステーションで他のごみと同一日での収集は困難。そのため専用の収集日を設ける必要がある。</p> <p>出し方：</p> <p>案 1 プラ容器専用の指定袋で出す (風で飛ばないように 30 リットル程度の袋で)。</p> <p>案 2 燃えないごみ用の袋を兼用して使う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛散防止用のネットを貸し出す (ただし管理できる人がいるステーションのみ)。 ・素材がよくわからないもの、同じ素材なのに容器と見なさないもの、紙や金属と併せて一体の容器となっているものなど、スタート時には混乱が予想されるので、何が対象物となるのか具体例を示して判りやすくする。 ・わからない場合はどう処理したらよいのかなど充分周知する必要がある。 ・ペットボトルの蓋ははずす (素材が違うので)。 <p>拠点回収：案 1 当面現状のまま。 案 2 学校なども加え 拠点数を増加する。</p> <p>店頭回収：積極的にを行うよう市が各店に指導する。</p>

表 5 12 分別時の収集頻度、出し方の提案 (4 / 5)

5 分別		現行 5 分別での収集、回収方法 (市の「ごみの分け方・出し方」平成 13 年 8 月より)	将来 12 分別になった場合 (提案)
燃えるごみ	燃や すごみ (燃える ごみの名 称を変更 する)	<p>収集日：週 3 回、燃えるごみの日にステーション収集。</p> <p>出し方：燃えるごみ用の指定袋。生ごみは十分に水切り。油は紙や布にしみ込ませるか、固めて。</p>	<p>収集日：</p> <p>案 1 プラスチック容器類を別途回収すれば従来の燃えるごみは減るはずだから収集回数を週 2 回に減らす。</p> <p>案 2 現行のとおり週 3 回、燃えるごみの日にステーション収集する。</p> <p>(市が今年の 7 月に実施したアンケート調査の結果では、週 3 回の要望は多いとのこと。ただし、排出状況を見て、燃えるごみの量が減り、2 回に減らしても市民合意が得られる状況になったときは回数を減らす。生ごみの取扱いが課題になる。)</p> <p>出し方：燃えるごみ用の指定袋。生ごみは十分に水切り。 廃食用油は、将来は分別して収集する方向で検討する。 紙パック、新聞、雑誌、ダンボール以外の紙、例えば菓子箱などの紙製容器包装は当面、燃えるごみに。</p>
燃えないごみ		<p>収集日：週 1 回、燃えないごみの日にステーション回収。</p> <p>出し方：燃えないごみ用の指定袋。割れたコップや包丁などは新聞紙で包み「危険」と表示。スプレー缶は使い切り、穴をあけガス抜き。</p>	<p>収集日：現行のとおり</p> <p>出し方：現行のとおり</p>
有害ごみ		<p>収集日：週 1 回、燃えないごみの日にステーション収集。</p> <p>出し方：乾電池・鏡・水銀体温計は透明な袋に。 割れた鏡や蛍光管等は新聞紙に包み、透明な袋に入れて「危険」の表示。 燃えないごみ用の指定袋にはいっしょに入れない</p>	<p>収集日：現行のとおり</p> <p>出し方：現行のとおり</p>

表 6 12 分別時の収集頻度、出し方の提案（5 / 5）

5 分別	現行 5 分別での収集、回収方法（市の「ごみの分け方・出し方」平成 13 年 8 月より）	将来 12 分別になった場合（提案）
大型ごみ	収集日：電話申し込みによる個別収集 1 回 5 点まで。 出し方：有料収集（1 回 5 点まで）500 円～2500 円の「大型ごみ処理券」を貼る。	収集日：現行のとおり 出し方：現行のとおり

5) ステーション等について

- ・地域住民によるステーション管理
- ・「ごみステーション」から「資源じゅんかんステーション」への移行

- 平成 14 年度から、12 分別を実施する予定ですが、分別項目が増えるとともにますますステーション管理が重要となってきます。分別することによって、ごみとなっていたものが資源として収集することができるようになりますが、資源の中にごみが入っているのは資源としての価値が下がってしまいます。また、ごみの中に資源が入ってしまうとごみ量の減量が図れません。これらを防ぐためには、ステーションへの排出段階での分別がきちんとなされているかどうかをチェックすることが必要です。また、収集を効率良く行うためにも、ステーションにおける整理された排出が必要です。このためにも、各ステーションの管理を行う必要がありますが、市内のステーション数を考えると市役所職員で行うことは現実的ではありません。そこで、ステーション管理をどの程度まで行うか詳細に検討した上で、たとえば、じゅんかんパートナー等の地域住民により、ステーションを適正に管理することが望ましいと考えます。
- また、これまでは、ステーションはごみを排出するところというイメージが市民の間でも強かったのですが、今後、12 分別を実施するにあたって、資源を排出するところというイメージに変えていく必要があります。具体的には、「ごみの出し方」等で「資源じゅんかんステーション」という表現を使用し、また、ステーションにおいても同様の表現を使用

するなどが有効です。これにより、排出時のマナーの改善が期待できます。

- なお、「ステーション管理」については、じゅんかんプロジェクトにおいて以下のような意見も示されました。
 - ・自治会等のステーション管理については、補助金は不要。

6) 事業系ごみについて

- ・事業者の廃棄物（産業廃棄物も含む）の自己処理の徹底
- ・事業系ごみのステーション排出禁止の周知徹底及び指導強化

- 廃掃法では、事業者は、産業廃棄物はもちろん、一般廃棄物についても自己処理責任が謳われています。また、一般廃棄物については市の指導に従うこととなっています。
- しかしながら、市川市は、飲食店等小規模事業者が多く、住居と商業地区が混在しているため、事業系ごみが、かなり一般廃棄物として排出されています。市としても、事業系ごみのステーションへの排出は行わないよう指導していますが、今後も一層、指導を強化する必要があります。
- 一方、循環型社会形成に向けて事業者の協力は不可欠です。事業者自身が発生抑制・排出抑制のために工夫しなければなりません。行政による指導・助言も必要になります。また事業系ごみの再資源化ルートが確立するまでは、行政がそれらの基盤整備やコーディネート等について支援や指導を行うなど一定の役割を担う必要があります。
- 市の廃棄物等の処理原価を考えれば事業系ごみ手数料の問題は今後の大きな検討課題ですが、手数料収入を循環型社会形成のための原資にすることも一案ではないかと考えます。

- また、市南部に産業廃棄物処理施設が集中していることを考えると、市の責務である市民の健康を守り、安全を確保し、環境や景観を保全するという見地から、産業廃棄物の違法処理や不法投棄に関して、市が積極的に初期対応（立入検査権の行使¹⁷）を行い、また、排出事業者の自己

¹⁷ 本来、産業廃棄物及び残土に係る立入検査権は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「土砂

処理責任についても敏感に対応していく必要があると考えます。

- なお、「事業系ごみ」については、じゅんかんプロジェクトにおいて以下のような意見も示されました。
 - ・事業者への意識の徹底は、マスコミなどの活用が有効。

7) インセンティブ手法について

・発生・排出抑制につながるインセンティブ¹⁸手法の検討

- 排出抑制のもっとも効果的で行政が取り得る手法の一つとして、排出段階でのインセンティブを持たせる手法の実施があります。インセンティブを持たせる手法を行うことにより、排出量そのものを抑制することを期待できるほか、分別を促し、資源がごみとして排出されるのを防ぐなどの効果が期待できます。
- さらに、消費者が「ごみ」になるものを買わない購買行動を選択することによって、生産者や販売者に「ごみ」になるものを「作らない」「売らない」方向に事業活動を導くことができます。
- しかしながら、経済的なインセンティブ手法においては、本来、住民等の税金によって、清掃事業が行われていることを考えると、税金の二重取りという批判を受けることが考えられるので、市民や事業者にとって公平、公正でかつ適切な費用負担はどのようなものか等、その手法について、広く意見を求め、慎重に検討する必要があります。
- また、このインセンティブ手法によって、市が収入を得た場合には、更なる資源化への財源として用いることはもちろんですが、その他の財源として充てることも検討する必要があります。ただし、大規模な施設整備への投入に対しての使用は、是非を含めて今後十分に検討する必要があります。
- 具体的な手法については、「アメ」と「ムチ」をうまく使い分けた政策を

等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づき千葉県職員に付与されるものです。市川市の職員には立入検査権がないことから、住民等からの通報により出向いても現場に立ち入ることができないため、適切な指導ができない状況にありました。そこで、特定の市職員を県職員として併任することにより、立ち入り調査権が付与されることとなりました。

¹⁸ 動機づけや、目標を達成するための刺激のことです。

導入する必要があります。例えば、「ムチ」として、杉並区で検討されたレジ袋税のような課税や、野田市において実施されている有料化などの手法が考えられます。また、「アメ」としては、ごみの出ない消費行動を行った場合にポイント化し市内で使える商品券を発行するなどの方法が考えられます。

- 今後、市民・事業者・行政それぞれにとって、できる限りメリットが大きく、負担が少ない手法を開発していかなければなりません。

- なお、「インセンティブ手法」については、じゅんかんプロジェクトにおいて以下のような意見も示されました。
 - ・一定量を超えた分の一部有料化は税金の二重取りと言うより公平感のほうが強くと、排出抑制の強力なインセンティブとなる。指定袋を一部有料化するには、袋の管理を市が行うことで、事業系ごみのステーション排出も管理できることになる。

8) 拡大生産者責任について

・一般廃棄物について生産者責任¹⁹を強化させるシステムの検討及び国への提言

- 循環型社会形成推進基本法においても明言されているように、消費者に商品を提供する生産者には、リサイクルを行う一定の責務があります。未来にわたりすべての人の共有資産である環境資源を利用して商品を生産するわけですから、生産者の環境に対する社会的責任が求められています。特に不要となった製品で環境保全上管理が必要なものや、リサイクルをする上で生産者が技術的な優位性を持っていること等から、工業系製品については不要となった製品を生産者の元に還す合理的なシステムが求められています。
- すでに、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等の個別の法令によって、生産者責任が求められて、それによりリサイクルが実施されているものもありますが、資源循環という点からは、第一歩を踏み出したに

¹⁹ 「拡大生産者責任」とは、生産者の責任を、製品の製造・流通時に発生する廃棄物に対してだけでなく、製品が廃棄されて後の段階まで拡大する考え方のことです。英訳の頭文字をとってEPRと呼ばれます。

過ぎないという感があります。今後の市川市での具体的な法の実施状況を検証し、改正すべき点を、国や関係者に広く訴えていく必要があります。

- また、容器包装や家電4品目以外の製品についても生産者が持つ一定の責務を実現するようなシステム作りが必要と思われます。
- なお、「生ごみ」のように生産者責任論を直接適用することが難しいものに関しては、安全性の確保と資源循環の観点から使用者責任、利用者責任、販売者責任、排出者責任といった形の提供する商品の特性に合わせた社会的責任を果たしていくことが求められます。

9) 教育・啓発活動について

- ・ 市民、事業者に対する排出抑制、分別等の啓発
- ・ 地域レベルでの継続的な啓発
- ・ 環境教育の実施拡充
- ・ グリーン購入²⁰情報の提供及び啓発

- 行政と参画する機会があった市民や事業者が循環型への仕組みづくりをしても、最終的には市川市全体の排出者である市民や事業者の協力が得られなければ、うまく機能しないと考えられます。仕組みづくりの中心は行政が担うとしても、市民・事業者全体の協力を得るために広報活動や啓発が必要です。
- その啓発の方法としては、単身世帯、社会的人口動態変化の多い市川市の特性を踏まえ、地域レベルで継続的な啓発に取り組む仕組みが必要であると思われます。その方法については、「5)ステーション等について」「13)地域コミュニティを中心とした展開について」で述べられています。その啓発内容は、シミュレーションや体験などの手法を活用することが望ましいと思われます。
- また、教育委員会等の学校教育機関や生涯学習機関との連携を図った環境教育の実施拡充も必要です。さらには、第2期じゅんかんプロジェクトのメンバーを市民講座の講師とするなど市民の人材育成と活用も考え

²⁰ 製品等を購入する際に、価格、品質、デザインだけでなく、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することです。

られます。

- 啓発する内容としては、来年度から実施予定の12分別の区分を第一とし、発生抑制、排出抑制に対する啓発が必要です。また、再生品や環境にやさしい商品のリストの提供と購入の促進も併せて必要です。

10) 市民参加の促進（じゅんかんプロジェクト、じゅんかんパートナー）

- ・じゅんかんプロジェクトの継続
- ・じゅんかんパートナーの拡充
- ・行政・市民が一体となって動けるシステムづくり

- これまでの行政による一方的な計画策定には、市民や事業者の声があまり反映されていません。ごみ処理やリサイクルが、行政だけの問題ではなく、むしろ、排出者である市民や事業者の問題であることを考えると、今回の一般廃棄物処理基本計画策定に対して、市民や事業者によって構成されたじゅんかんプロジェクトが設置され、提案できるに至った意義は大きいと思います。
- 市川市においては、今回の一般廃棄物処理基本計画の策定によって、すべての問題が解決されるわけではなく、今後、計画を実行し、循環型社会に向かうためにも市民や事業者の協力なしでは、実現できません。また、今後議論すべき課題が多くある中、これらの課題解決のために、これまでどおり、行政のみで検討しては、実行性の高い計画とはなりえません。今後は市の方針化・具体化・評価のすべてにわたって公募による市民参加が必要ではないかと考えます。
- そこで、一般廃棄物処理基本計画の進行管理機関として、また、今後の施策をより具体的に検討するにあたって、施策の立案に対して市民が参加できる機会を確保し、生活実感を踏まえた施策とするため、引き続き市民、事業者、行政、専門家によって構成されるじゅんかんプロジェクトの開催を求めます。
- また、現在81名のじゅんかんパートナーについても45万人市川市民に対する日常的な啓発と行動のための、じゅんかんパートナーの拡充を図る必要があります。
- さらに、循環型社会構築のためには、市民全体がその意識を高めること

が必要であるため、多くの市民が参加し、また、中心となって活動する核となる組織を立ち上げることが必要です。

- また、市内の在勤、在住の勤労者が地域貢献ボランティアとしてこうした活動に気軽に参加できるよう、企業に対して働きかけることも大切です。

1 1) 情報公開について

- ・「清掃事業概要」から「じゅんかん白書」への移行
- ・市役所ホームページへの積極的公表
- ・「じゅんかんニュース」の発行

- 情報公開は、地方自治においても最重要な課題です。市民が正確な判断を下し活動するためには正確な情報をわかりやすく提供する必要があります。また、行政の透明性が担保されることが市民とのパートナーシップ確立の前提となります。
- 市川市の清掃行政に関しても、市民のやる気を損ねないように、出来る限りの情報を提供することが必要です。また、市が情報を十分に市民に提供することにより、無関心である市民に「市川市はごみやリサイクルに対してはうるさいところなんだな」と思わせ、排出時のマナーを高めることや排出抑制やリサイクルを積極的に実施することが期待できます。
- その提供する情報についても、現在、市で体系的にまとめられているのは「清掃事業概要」ですが、これに市としての考察や今後の見通しなどを盛り込んだ「じゅんかん白書」として情報提供することが必要です。これにより、市が今、どのように考えているか、当面どのようなことを行いたいのが理解できます。
- また、同様の内容をホームページで公開することにより、インターネットを使用している市民等は手軽に情報を入手できるほか、市外の自治体や住民に対し、市川市が積極的に取り組んでいる姿勢を見せることができ、対外的にも、市川市が評価されることとなります。これにより、市民が市川市民としての自覚が生まれ、一層排出抑制やリサイクルに取り組むことが期待できます。
- さらに、きめ細かな情報提供として、「じゅんかんニュース」の定期的な

発行を行うなどにより、常に排出抑制やリサイクルに対する意識をもってもらえるようにすることが必要です。

- 以上の内容は、すべての市民をカバーするためにも、要点を整理し、「広報いちかわ」により、定期的に情報提供することが必要です。

1 2) 計画の推進方策・推進体制について

- ・ 一般廃棄物処理基本計画の進行管理の実施
- ・ 計画策定、進行管理における市民参加

- 従来的一般廃棄物処理基本計画は作ったものの実施されないということがまれにありますが、現在、市で策定している一般廃棄物処理基本計画においては、実行性の高い計画としたいと考えます。
- それを担保するためにも、基本計画をより具体的なものにした「行動計画」の策定や、さらに、計画策定後、定期的にチェックをすることが必要です。
- よって、過去の計画書にはなかった「計画の進行管理」に関する記述を行い、さらに、品質管理の考え方である「PDCAサイクル」の考え方を持ち、施策評価を行い改善を図る仕組みを構築する必要があると考えます。
- また、同時に、「行動計画」も含めた諸々の計画策定及び進行管理においても、行政内部に担当部署を設置し、制度的に市民参加を図る仕組みを構築することが必要です。
- なお、「1 2) 計画の推進方策・推進体制について」については、じゅんかんプロジェクトにおいて以下のような意見も示されました。
 - ・ 環境部と清掃部の併合

1 3) 地域コミュニティを中心とした展開について

・地域コミュニティ単位での循環型社会の形成

- ごみ問題は市民のボトムアップが必要であるとよく言われます。これは、ごみや資源の排出量や排出状態が一人一人の行動に直結しているためです。一部の意識の高い人が一生懸命がんばって分別しても、その人たちの分は資源として収集されますが、協力的でなくマナーの悪い人たちの分は資源として収集されないことがあります。そのため、循環型社会を構築するためには、全ての市民が意識を高くし、そのための努力をしなければなりません。
- しかしながら、都市化や都心のベットタウン化が進む中で市民45万人のうち、自分ぐらいいいだろうという市民の意識を高めるのはなかなか難しいと思われれます。
- そこで、市川市全体で計画を推進すると共に、市民45万人の意識を高めるために、たとえば、市内を14地区程度(人口3万人規模)に分け、各地区を中心とした意識啓発やじゅんかん施策の推進を考えていくなどの方法があります。各地区に「地域じゅんかんセンター」を設け、環境教育・啓発と行動の拠点としていきます。この際、既に実施されているナーチャリングコミュニティ事業²¹、コミュニティスクール事業²²との連動も視野に入れておく必要があります。
- この地区割りは、その他にもデポジット²³や地域通貨²⁴、コミュニティビジネス²⁵など、持続可能な地域づくりのための新しい考え方を展開する枠組みとして活用していきます。
- さらに、一層発展した考えとして、地区毎に、ごみ問題を軸とした展開により、日々の生活に関わる福祉や教育、なりわいなどを地域で考えて

²¹ 地域のボランティアの方々によって、21世紀を担う子ども達を「遊び」を通して育てていこうとする、市の施策です。

²² 学校を核にして、教育課程を中心とした中で地域教育力を活用し、「学び」を通じて子供を育てるもので、昭和55年に5校のモデル校から始まり、平成元年に市内の全校が指定されました。

²³ ある一定の金額を預かり金として販売価格に上乘せし、容器等を返却すると預かり金が消費者に返金されるシステムのことで。

²⁴ 「地域通貨」は互いに助け、支え合うサービス等を、独自の紙券などに置き換え、これを地域やグループ内の「通貨」としてサービスや物と交換するシステムのことをいいます。

²⁵ 地域コミュニティが必要とする仕事を、営利目的にかたよらず、きめ細かく提供する事業を「コミュニティビジネス」と呼んでいます。

いく機運の醸成を図り、地域コミュニティを新構築していくことが重要です（与えられた役割をこなす時代から、自ら役割を選び取る時代へ）。その際に、地域コミュニティが持続的に活動していくための運転資金調達をかねて、上述したごみを取り扱ったコミュニティビジネス（例えば、集団回収の発展型）の展開も有効です。これに対しては、当面は、行政も技術的支援等が必要となると同時に、地域に根ざしたコンビニエンスストアやガソリンスタンドとの連携も考えられます。

1 4) 施設整備について

・環境低負荷型の廃棄物処理システムの整備

- 現在、市川市において廃棄物の処理に関連する施設としては、クリーンセンター、破砕処理施設、リサイクルプラザがあります。これらの施設もいずれ老朽化し、あるいは、環境面における規制への対応によって、その対応を検討する時期が訪れると思われれます。
- その際、「目指すべき姿」や「基本方針」に則り、「脱焼却」や「脱埋立」を目指した環境低負荷型の廃棄物処理システムを検討する必要があります。

1 5) 生活排水について

・単独浄化槽²⁶から合併浄化槽²⁷への転換の推進 ・下水道負荷を軽減し、水の循環的な利用を図るシステムの検討

- 本市では、生活雑排水を河川に直接放流することが河川の汚れのおもな原因となっています。そのため、し尿と生活雑排水を併せて処理をする

²⁶ 「単独浄化槽」は、トイレの排水のみを浄化する処理装置です。そのため、生活雑排水は未処理のまま放流されます。

²⁷ 「合併浄化槽」は、トイレの排水と生活雑排水を併せて処理する装置です。したがって、単独浄化槽に比べ、放流する水質がトータル的には良いシステムです。

合併浄化槽の設置を進めており、設置に対する補助も行っています。

- 今後も引き続き、生活雑排水を無処理で河川に放流している世帯に合併浄化槽設置を強く指導していくことが必要であると考えます。併せて全世帯に対して油を直接極力流さないなどの指導を行う必要あると思います。
- 下水道未整備区域を含め、水質汚染の防止を図り水資源の活用のためにも、雨水や中水の利用促進、透水性舗装²⁸面積の拡大、浸透枘の設置、緑地面積の拡大、屋上緑化、河川の自然再生等を関係部門と連携して推進することを検討する必要があります。

16) その他の提案

(情報収集関連)

- 市民が自ら排出したごみが実際にどのようなになっているのか、現状把握と自己啓発をかねてごみ組成分析を、次期じゅんかんプロジェクトに実施したいと思います。
- また、第3期環境市民会議、じゅんかんパートナーとの連携を図ることも必要です。

(施策関連)

- 資源化センターの必要性の問題(直営 or 委託)についても検討が必要です。たとえば、PFIなどによる公共リスクの低減化と最小限必要となる公共の責任のバランスなどが検討テーマとなりえます。
- また、市民の意識の変革を誘導するためにも、分別区分の表現に対して配慮が必要です。たとえば、「燃えるごみ」を「燃やすごみ」、また、「燃やさざるを得ないごみ」とします。
- また、環境教育の普及、リサイクル活動・啓発、資源の有効利用のための活動助成などのために、企業等からの寄付金と資源物の売却収入などをもとにした市川市じゅんかん基金を設置することも検討する必要があります。この基金は上述の啓発普及は活動助成以外にも、集団回収への補助金やステーション管理に係る費用などの原資として活用してもよいと思います。

²⁸ 道路や地表の舗装面上に降った雨水を、隙間が多い舗装材を利用して地中に浸透させる舗装の方法

(市民関連)

- 12 分別の効果は何かを明らかにし、消費者の購入行動の変化を誘導し、販売店に対して間接的にプレッシャーをかけていきます。市民側の購入行動から流通を変えていきます。
- 「PTA」から「PTCA運動」(親 - 教員 - コミュニティの組織的運動)が言われつつあるため、教育とコミュニティを巻き込んでいくことも検討します。

(事業者関連)

事業者に対する取り組みとしては、以下のような検討が必要です。

- ・ コンビニエンスストア・ガソリンスタンドとの連携による取り組みの検討
- ・ 回収業者の逆有償に対して、基金等によるリスクヘッジ²⁹の可能性の検討
- ・ 生ごみ処理堆肥の有償引き取りによるインセンティブづくりの検討
- ・ 資源物の商品開発の検討(農業用の紙マルチなど)

です。

²⁹ 考えられるリスクを回避、もしくは低減させるための手段のことです。

4 . 参考資料

(1) じゅんかんプロジェクトのメンバー

	構成	氏名
1	市民	福本 麻衣
2	市民	戸田 邦彦
3	市民	松下 ルリ香
4	市民	岡村 りら
5	市民	小関 加夜
6	市民	園部 栄子
7	市民	穴戸 有美
8	市民	小野 恒
9	市民	大場 敏夫
10	市民	佐久間 盛康
11	事業者	内浦 浄信
12	専門家	大久保 貞利
13	専門家	高津 政允
14	専門家	山田 泰司
15	行政	加藤 正

(注) 第 1 回じゅんかんプロジェクト会議で下記の役割が決まった。

座長 大久保 貞利

副座長 高津 政允

(2) じゅんかんプロジェクトの活動実績

市川市じゅんかんプロジェクト活動実績

	日付	内容	場所
8月	8月21日(火)	第1回じゅんかんプロジェクト会議	市役所委員会室
9月	9月21日(金)	第2回じゅんかんプロジェクト会議	市役所委員会室
10月	10月5日(金)	第3回じゅんかんプロジェクト会議	市川市委員会室
	10月10日(水)	市川市内施設等見学ツアー	市内
	10月15日(月)	銚子・市原見学ツアー	県内
	10月19日(金)	第4回じゅんかんプロジェクト会議	市役所委員会室
	10月27日(土)	じゅんかんプロジェクト交流会	市川駅南公民館
	10月29日(月)	先進自治体(碧南市・日進市)見学ツアー	碧南市・日進市
11月	11月9日(金)	第5回じゅんかんプロジェクト会議	市役所委員会室
	11月14日(水)	基本方針検討チーム第1回会議	東昌寺
	"	分別収集検討チーム第1回会議	東昌寺
	11月19日(月)	審議会三橋規宏会長と意見交換	千葉商科大学
	"	基本方針検討チーム第2回会議	東昌寺
	"	発生・排出抑制検討チーム第1回会議	東昌寺
	11月24日(土)	基本方針検討チーム第3回会議	東昌寺
	11月26日(月)	発生・排出抑制検討チーム第2回	市役所委員会室
11月28日(水)	基本チーム倉坂千葉大助教授と懇談	千葉大学研究室	
"	分別収集検討チーム第2回会議	市役所委員会室	
11月30日(金)	第6回じゅんかんプロジェクト会議	市役所委員会室	
12月	12月5日(水)	基本チーム鎌倉市調査	鎌倉市
	12月7日(金)	第7回じゅんかんプロジェクト会議	市民会館
	12月11日(火)	名古屋市見学ツアー	名古屋市
	12月21日(金)	第8回じゅんかんプロジェクト会議	市役所委員会室

